2025年1月14日

各　位

会　社　名　株式会社BCJ-92
代表者名　代表取締役　　杉本　勇次

株式会社ジャムコ（証券コード：7408）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

株式会社 BCJ-92（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年１月 14 日、株式会社ジャムコ（証券コード：7408、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本日現在、Bain Capital Private Equity, LP が投資助言を行う投資ファンド（以下、Bain Capital Private Equity, LP、同社が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループを個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）により議決権の全てを所有されている BCPE Phoenix Cayman, L.P.が出資する株式会社 BCJ-91 の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2024 年 12 月 10 日に設立された株式会社です。本日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりませんが、ベインキャピタルが投資助言又は業務執行権限を通じて間接的に支配する昭和飛行機工業株式会社（以下「昭和飛行機工業」といいます。）は、2011年４月26日に対象者と良好な協力関係を構築し、相互の経営資源の有効活用を図ることを目的に対象者株式を取得し、本日現在、対象者株式 2,003,200 株（所有割合（注１）：7.46%）を所有しております。

（注１）「所有割合」とは、対象者が 2024 年 11 月８日に提出した 2025 年３月期第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）に記載の 2024 年９月 30 日現在の発行済株式総数（26,863,974 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（7,944 株）を控除した株式数（26,856,030 株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

ベインキャピタルは、全世界で約 1,850 億米ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては 2006 年に東京拠点を開設して以来、約 70 名の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有する専門家を中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡ、株式会社システム情報（現株式会社 SI&C）、株式会社 IDAJ、株式会社エビデント（旧オリンパスの科学事業を承継）、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社（現株式会社プロテリアル）、株式会社トライステージ（現株式会社ストリートホールディングス）、株式会社 Linc’well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社（現ＳＴＯＲＥＳ株式会社）、昭和飛行機工業、チーターデジタル株式会社（現エンバーポイント株式会社）、株式会社 Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社（現キオクシア株式会社）等、37 社に対して、そしてグローバルでは 1984 年の設立以来約 400 社、追加投資を含めると約 1,450 社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けについては、国内外の競争法令等（現時点においては、日本、オーストリア、ドイツ、オランダ及び米国において手続及び対応が必要と考えておりますが、今後、対象者の事業又は資産に関する事実関係の更なる確認や関係当局の見解により、手続及び対応の要否の判断に変更が生じる可能性があります。以下同じです。）及び日本における外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。その後の改正を含みます。

以下「外国為替及び外国貿易法」といいます。）に基づき必要な許認可等の取得（以下「本クリアランス」といいます。）に関する手続及び対応に一定期間を要することから、公開買付者が本日付で対象者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づき、本クリアランスが完了していること等の前提条件（注２）（かかる条件を、以下「本公開買付前提条件」といいます。）が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定しております。競争法上の手続については、日本において既に当局への事前相談を開始し、その他の国においても届出に向けた準備を進めており、準備が整い次第速やかに届出を行う予定です。また、日本における外国為替及び外国貿易法上の手続については、2025 年１月 14 日付で当局への事前の説明を行い、準備が整い次第速やかに届出を行う予定です。本日現在、本クリアランスに関する法的助言を行う国内外の法律事務所との協議等を踏まえ、2025 年２月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。

（注２）「本公開買付前提条件」は、本公開買付契約において概要以下のとおり規定されております。

① 対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回又は変更されておらず、これと矛盾する内容のいかなる決議も行われていないこと

② 対象者取締役会が本取引に関して設置した特別委員会において、対象者取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が撤回又は変更されていないこと

③ 本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証がいずれも重要な点において真実かつ正確であること

④ 本公開買付契約に基づき対象者が履行又は遵守すべき義務が重要な点において全て履行又は遵守されていること

⑤ （i）対象者の筆頭株主（2024 年９月 30 日現在）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）と公開買付者との間の公開買付応募等契約（以下「本応募等契約」といいます。）、（ii）対象者の第２位株主（2024 年９月 30 日現在）である ANA ホールディングス株式会社（以下「ANA ホールディングス」といいます。）と公開買付者との間の公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（ANA ホールディングス）」といいます。）及び（iii）対象者の第３位株主（2024 年９月 30 日現在）であり、ベインキャピタルが投資助言又は業務執行権限を通じて間接的に支配する昭和飛行機工業（伊藤忠商事、ANA ホールディングス及び昭和飛行機工業を総称して「本不応募合意株主」といいます。）と公開買付者との間の公開買付不応募契約（以下「本不応募契約（昭和飛行機工業）」といい、本不応募契約（ANA ホールディングス）及び本不応募契約（昭和飛行機工業）を総称して「本不応募契約」といいます。）が本日付で適法かつ有効に締結され、かつ変更されずに存続していること。但し、これらの契約が合意解除される場合を除きます。

⑥ 対象者から、法第 166 条第２項に定める業務等に関する重要事実（但し、同条第４項に従い公表されているものを除きます。）が存在しないこと及び法第 167 条第２項に定める公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実（但し、本公開買付け及び同条第４項に従い公表されているものを除きます。）を認識していないことの確認が得られていること

⑦ 本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと

⑧ 本クリアランスが完了していること

⑨ 公開買付者が対象者に対して通知した対象者の取引先から、公開買付者が合理的に満足する内容により、本取引及びその結果としての公開買付者による対象者の完全子会社化に関して必要とされる承諾又は同意が得られていること

⑩ 金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに

同条第２項第３号乃至第６号に規定される事由がいずれも生じていないこと。なお、令第 14 条第１項第１号ネに規定される「イからツまでに掲げる事実に準ずる事項」については、(x) (a) 対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日（以下「本決済開始日」といいます。）前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合、及び (b) 対象者の業務執行を決定する機関が、具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、並びに (y) 対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の 10%に相当する額未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第 14 条第１項第３号ヌに規定される「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」については、(i) 対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明し、かつ、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、及び (ii) 対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

⑪ 本日以降、対象者及びその子会社の事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー若しくはこれらの見通し又は本取引の実行に対して重大な悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由若しくは事象、又は国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境及び経済環境に重大な変化（但し、かかる変化が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を維持することができない程度に対象者の企業価値又は株式価値の棄損が生じるものに限り、(i) 本取引の公表に伴う対象者株式の市場価格の変動、(ii) 国内外の政治情勢、経済情勢、金融市場又は証券市場の変化に起因する影響（国際的な外交上の関係悪化、テロ行為、政局不安その他国内外の政治的危機によって引き起こされるものを含みます。）、(iii) 戦闘行為、戦争、天災又は人災の発生又は拡大に起因する影響、(iv) 対象者の事業が属する業界全般に生じた情勢の変動に起因する影響、(v) 新型コロナウイルス感染症その他の感染症の流行、流行の継続又は流行の拡大に起因する影響、及び (vi) 法令等、会計基準又はそれらの解釈の変更に起因する影響を除きます。）が生じておらず、かつその具体的なおそれが生じていないこと

公開買付者は、本公開買付け実施にあたり、本日付で、伊藤忠商事との間で本応募等契約を締結し、本公開買付けが開始された場合、伊藤忠商事が所有する対象者株式 8,956,500 株（所有割合：33.35%）のうち 4,393,850 株（所有割合：16.36%）について本公開買付けへ応募し、残りの 4,562,650 株（所有割合：16.99%、以下「伊藤忠不応募合意株式」といいます。）については本公開買付けへ応募しない旨を合意しております。

また、公開買付者は、本日付で、ANA ホールディングス（所有株式：5,373,200 株、所有割合：20.01%）との間で本不応募契約（ANA ホールディングス）を、昭和飛行機工業（所有株式：2,003,200 株、所有割合：7.46%）との間で本不応募契約（昭和飛行機工業）をそれぞれ締結し、ANA ホールディングス及び昭和飛行機工業が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：7,376,400 株、所有割合：27.47%。これに伊藤忠不応募合意株式 4,562,650 株（所有割合：16.99%）を合わせた 11,939,050 株（所有割合：44.46%）を、以下「不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けへ応募しない旨を合意しております。

さらに、本応募等契約及び本不応募契約では、本公開買付けの決済の完了後速やかに開催される予定の、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、本不応募合意株主が、その時点で所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の不応募合意株式を対象とする自己株式取得（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）に応じて不応募合意株式の全てを売却する旨等を合意しております（注３）。

（注３）本自己株式取得は、本自己株式取得価格を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮し

て、仮に本不応募合意株主が不応募合意株式について本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

（1）対象者の名称
株式会社ジャムコ

（2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式

（3）買付け等の期間
本公開買付けについては、本公開買付前提条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、本公開買付けを速やかに開始することを予定しております。本日現在、公開買付者は、法律事務所との協議等を踏まえ、2025 年２月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。
なお、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）は 20 営業日とする予定です（注）。公開買付者は、2025 年２月中旬を目途に本公開買付けを開始することを目指しており、本公開買付けの開始までに約１ヶ月間を要することを見込んでいるため、公開買付期間が法令に定められた最短期間である 20 営業日とされているものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会は確保されるように配慮されております。
（注）米国証券法上の公開買付期間の最低必要日数である、米国における 20 営業日が確保される公開買付期間とする予定であるため、公開買付期間を 20 営業日を超える日数とする可能性があります。

（4）買付け等の価格
普通株式１株につき、金 1,800 円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
14,916,980 株	5,965,000 株	― 株

（注）上記の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の対象者の発行済株式総数及び対象者が所有する自己株式数の変動等のために、本公開買付けにおける実際の「買付予定数」及び「買付予定数の下限」が上記の数字と異なる可能性があります。また、本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

（6）決済の開始日
決済の開始日については、本公開買付けの日程等の詳細が決定次第速やかにお知らせいたします。

（7）公開買付代理人
みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

その他、本公開買付けの詳細は、対象者が 2025 年１月 14 日に公表した「株式会社 BCJ-92 による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」をご参照ください。

以　上

【勧誘規制】
このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】
本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含みます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】
このプレスリリースには、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【その他の国】
国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。